

**山梨県立中央病院
手術用ナビゲーションシステム調達及び
保守管理業務委託事業者選定**

提案書作成要領

令和元年10月1日

地方独立行政法人 山梨県立病院機構

山梨県立中央病院

1 はじめに

この要領は、山梨県立中央病院手術用ナビゲーションシステム調達及び保守管理業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルにおける提案書の作成方法等を定めたものである。

提案書の作成に当たっては、本件業務に係るプロポーザル実施要領、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、創意工夫のある提案を行うこと。

提案された内容は、事業者候補者と締結する契約の仕様として整理し、契約書の一部となるので、必ず実行可能な内容となるよう留意すること。

2 作成に当たっての留意事項

- (1) 提案書は次の項目により評価を行う。

技術提案評価項目及び配点

技術評価	評価項目	配点
1. 機能評価	ナビゲーションシステムの性能	100点
	脳神経外科・耳鼻咽喉科用 光学式・磁場式ソフトウェアの性能	100点
	脊椎外科用光学式ソフトウェアの性能	100点
	専用インストルメントの性能	100点
	脳神経外科プランニングシステムの性能	100点
2. 販売実績・ 支援体制	提案機種の全国導入実績 保守・サポート体制	100点
3. 自由提案	上記以外の機能及び保守サポート体制で、 術者の支援に資する提案	50点

- (2) 提案書は「山梨県立中央病院手術用ナビゲーションシステム調達及び保守管理業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル提出資料チェック表」に記載の順番に重ねて提出すること。
- (3) 提案書は、本院が設置する山梨県立中央病院手術用ナビゲーションシステム調達及び保守管理業務委託事業者選定委員会が正確に審査できるよう、明瞭かつ簡潔に記載すること。
- (4) 提案書様式2-1に関して、「回答」欄には評価項目及び評価ポイントに対する可否を記載し、「方法・方式」欄には、その具体的な内容を記載すること。なお、回答が「不可」の場合で、代替案が存在する場合は、「方法・方式」欄に記載すること。
- (5) 文書を補完するための最小限のイメージ図、イラスト、グラフ等の使用は可とする。
- (6) 各項目の補足資料として、マニュアル、指針等の写しを付加する必要がある場合は、参考資料として添付できるものとする。
- (7) 添付資料は別冊とし、提案書のどの項目に対応するものか明示すること。

3 見積書の作成

- (1) 見積書（様式4－1）は、その積算の根拠となる積算内訳書（様式4－2及び4－3）と整合性がとれていること。
- (2) 見積書はプロポーザル実施要領に記載の予定価格以内であること。

